

1. 騒音関係の届出一覧

届出を必要とする場合		届出の根拠	届出の様式	添付書類	届出期限	
設置	特定施設を設置しようとする場合（騒音関係の特定施設をはじめて設置する場合）	騒音規制法第6条	特定施設設置届出書（様式第1）	①騒音の防止の方法 ②付近の見取り図 ③建物の配置図・構造図 ④施設の配置図・構造図 ⑤敷地境界線における騒音の予測値に関する資料	設置工事開始の30日前まで	
		県条例第43条	特定施設等設置届（様式第8号）			
	①1つの地域が指定地域となった際、その地域において特定施設を設置している場合	騒音規制法第7条	特定施設使用届出書（様式第2）		変更に係る工事開始の30日前まで	
		県条例第43条	特定施設等設置届（様式第8号）			
変更	特定施設の種類ごとの数を変更する場合※1	騒音規制法第8条	特定施設の種類ごとの数変更届出書（様式第3）	—		変更した日から30日以内
		県条例第43条	特定施設等設置届（様式第8号）			
	特定施設の騒音の防止の方法を変更する場合※2	騒音規制法第8条	騒音の防止の方法変更届出書（様式第4）		—	
		県条例第44条	特定施設等変更届（様式第9号）			
届出を行った者の氏名、住所、並びに法人にあっては代表者の氏名、工場・事業場の名称、所在地等の変更があった場合※3	騒音規制法第10条	氏名等変更届出書（様式第6）	—	—		
	県条例第47条	氏名等変更届（様式第5号）				
廃止	特定施設（騒音関係に限る）をすべて廃止した場合	騒音規制法第10条	特定施設使用全廃届出書（様式第7）	—	廃止した日から30日以内	
		県条例第47条	使用等廃止届（様式第6号）			
承継	届出を行った者から譲り受け、借り受け、相続・合併等によって、その届出に係る特定施設のすべてを承継した場合	騒音規制法第14条	承継届出書（様式第8）	承継の事実を示す書類の写し	承継があった日から30日以内	
		県条例第43条	承継届（様式第7号）			

- ※1 特定施設の種類ごとの数が増加しない場合、特定施設の種類ごとの数が直近の届出数の2倍以内に増加する場合には届出は不要です。
- ※2 （騒音規制法）騒音の大きさが増加しない場合には届出は不要です。
（県条例）特定施設の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法の変更のことをいい、その能力の変更を伴わない場合、又は騒音の増加を伴わない場合には届出は不要です。
- ※3 所在地の変更とは、工場等の移転により所在地が変更するときは、工場を廃止し新たに新設したものとみなし、それぞれに必要な届出をすることになります。

2. 振動関係の届出一覧

届出を必要とする場合		届出の根拠	届出の様式	添付書類	届出期限
設置	特定施設を設置しようとする場合（振動関係の特定施設をはじめて設置する場合）	振動規制法第6条	特定施設設置届出書（様式第1）	①振動の防止の方法 ②付近の見取り図 ③建物の配置図・構造図 ④施設の配置図・構造図 ⑤敷地境界線における振動の予測値に関する資料	設置工事開始の30日前まで
		県条例第43条	特定施設等設置届（様式第8号）		
	①1つの地域が指定地域となった際、その地域において特定施設を設置している場合	振動規制法第7条	特定施設使用届出書（様式第2）		指定地域となった日、又は特定施設となった日から30日以内
	②1つの施設が特定施設となった際、その地域において特定施設を設置している場合	県条例第43条	特定施設等設置届（様式第8号）		
変更	特定施設の種類及び能力ごとの数を変更する場合※1	振動規制法第8条	特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書（様式第3）	—	変更に係る工事開始の30日前まで
		県条例第43条	特定施設等設置届（様式第8号）		
	特定施設の使用の方法を変更する場合※2	振動規制法第8条	特定施設の使用の方法変更届出書（様式第3）		
		県条例第44条	特定施設等変更届（様式第9号）		
	特定施設の振動の防止の方法を変更する場合※3	振動規制法第8条	振動の防止の方法変更届出書（様式第4）		
	届出を行った者の氏名、住所、並びに法人にあっては代表者の氏名、工場・事業場の名称、所在地等の変更があった場合※4	振動規制法第10条	氏名等変更届出書（様式第6）		
県条例第47条		氏名等変更届（様式第5号）			
廃止	特定施設（振動関係に限る）をすべて廃止した場合	振動規制法第10条	特定施設使用全廃届出書（様式第7）	—	廃止した日から30日以内
		県条例第47条	使用等廃止届（様式第6号）		
承継	届出を行った者から譲り受け、借り受け、相続・合併等によって、その届出に係る特定施設のすべてを承継した場合	振動規制法第14条	承継届出書（様式第8）	承継の事実を示す書類の写し	承継があった日から30日以内
		県条例第43条	承継届（様式第7号）		

※1 特定施設の種類及び能力ごとの数が増加しない場合には届出は不要です。

※2 （振動規制法）特定施設の使用時間の繰り上げ、繰り下げが伴わない場合には届出は不要です。

（県条例）特定施設の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法のことをいい、その能力の変更を伴わない場合、または振動の増加を伴わない場合には届出は不要です。

※3 振動の大きさが増加しない場合には届出は不要です。

※4 所在地の変更とは、工場等の移転により所在地が変更するときは、工場を廃止し新たに新設したものとみなし、それぞれに必要な届出をすることになります。